

改正

平成26年 3 月19日告示第23号
平成26年 8 月 6 日告示第107号
平成27年 3 月20日告示第27号
平成28年 2 月 3 日告示第13号
令和 4 年 3 月25日告示第36号
令和 7 年 3 月31日告示第59号の 2

伊豆市地域づくり協議会支援要綱

(目的)

第 1 条 この告示は、地域において自主的に組織された地域づくり協議会の役割等を定めるとともに、市の地域づくり協議会に対する支援等について定めることにより、地域住民による地域課題の解決及び地域の個性を生かしたまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この告示における用語の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 地域づくり協議会 概ね小学校区を単位とする住民と団体等で構成され、地域の課題を解決するために自主的かつ主体的に設置された組織をいう。
- (2) 小学校区 平成16年 4 月 1 日現在の旧小学校区をいう。

(市の支援)

第 3 条 市長は、地域づくり協議会に対して次の各号に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 人的支援 地域づくり協議会の設立及び運営に必要な情報の提供、相談及び助言を行うための職員の派遣
- (2) 財政支援 第11条に定める交付金の交付

(地域づくり協議会の役割)

第 4 条 地域づくり協議会は、地域の課題を解決するために、自ら企画し具体的な取組を行うよう努める。

2 地域づくり協議会は、地域で活動する団体それぞれの活動内容を相互に理解するとともに、団体間の連携を図るよう努める。

(地域づくり協議会の設置)

第 5 条 地域住民は、原則として小学校区に 1 組織の地域づくり協議会を設置することができる。ただし、地域の実情に応じ、市長が特に認める場合は、この限りではない。

(地域づくり協議会の組織運営等)

第 6 条 地域づくり協議会は、次に掲げる事項を遵守し、組織運営等を行うものとする。

- (1) 地域住民が主体となって自主的かつ民主的に運営すること。
- (2) 全ての地域住民及び地域で活動する団体等に参加の機会を保障すること。
- (3) 地域住民に情報を公開し、支持を受ける努力をすること。
- (4) 会則等を定めていること。

(登録申請)

第 7 条 財政支援を受けようとする地域づくり協議会は、市の登録を受けるものとする。

2 前項の登録を受けるには、地域づくり協議会登録申請書（様式第 1 号）に当該協議会の会則等及び役員名簿を添付して市長に申請するものとする。

(登録承認通知)

第 8 条 前条第 2 項に基づく申請の内容が、第 4 条から第 6 条までに適合し、市が支援する地域づくり組織と認めたときは、市長は地域づくり協議会登録承認通知書（様式第 2 号）により当該協

議会に通知し、登録するものとする。

(変更届)

第9条 前条の規定による通知を受けた地域づくり協議会は、地域づくり協議会登録申請書に記載した事項に変更があったときは、地域づくり協議会変更届出書（様式第3号）により変更事項を速やかに市長に届け出なければならない。

(登録の取消し)

第10条 登録を承認された地域づくり協議会が、第4条から第6条までに適合しない場合又は地域づくり協議会から廃止の届け出があったときには、市長は、当該地域づくり協議会の登録を取り消すことができる。

2 前項の規定による廃止の届け出は、市長に地域づくり協議会廃止届出書（様式第3号）を提出するものとする。

3 第1項による登録の取消しをしたときは、地域づくり協議会登録承認取消通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(地域づくり交付金の交付)

第11条 市長は、地域づくり協議会が実施する事業の支援として、予算の範囲内において、地域づくり交付金（以下「交付金」という。）を交付する。

2 交付金の交付については、伊豆市補助金等交付規則（平成16年伊豆市規則第42号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(交付対象の事業及び経費)

第12条 交付金の対象となる事業は、第8条の登録を受けた地域づくり協議会が行う地域課題の解決及び地域の個性を生かしたまちづくりに関する事業として市長が認めたものとする。

2 交付金の対象となる経費は、前項の事業に要する経費とする。（別表に定めた経費を除く。）

3 前2項の規定にかかわらず、第8条の規定による承認通知書を受領した年度の翌年度から起算して10年を経過した地域づくり協議会の交付金の対象となる事業及び経費については、一般事業（特別事業を除く事業をいう。以下同じ。）と特別事業（地域の生活支援、地域防災力の強化、協議会の自立支援をいう。以下同じ。）に区分し、当該協議会の一般事業は別表に定める経費も対象とするものとする。

(交付金の額)

第13条 交付金の額は、前条第1項の事業を行う一の地域づくり協議会につき、予算の範囲内で定める。ただし、1年度につき500万円を限度とする。

2 ふるさと伊豆市寄附条例（平成20年伊豆市条例第26号）第2条第6号の規定により指定された寄附金の一部については、前項ただし書の規定にかかわらず、交付金として基金の範囲内で前項の交付額に上乗せした額とすることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、前条第3項に該当する協議会の交付金の額については、一般事業を300万円、特別事業を200万円を区分ごとの限度とし、特別事業を実施しない場合は300万円を限度とする。

(交付の申請)

第14条 交付金の交付を受けようとするものは、地域づくり交付金交付申請書（様式第5号）を別に定める日までに次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第15条 市長は、交付金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る事業の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の

算定に誤りがないかどうか等を調査し、交付すべきであると認めたときは、速やかに交付金の交付の決定をしなければならない。

(交付の条件)

第16条 市長は、交付金の交付を決定する場合において次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 第14条各号に掲げる書類に記載した事項を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更と市長が認める場合は、この限りでない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合は、速やかに市長に届け出なければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(決定の通知)

第17条 市長は、交付金の交付の決定をしたときは、地域づくり交付金交付決定通知書（様式第6号）により速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を交付金の交付の申請をした者に通知しなければならない。

(変更承認の申請)

第18条 第16条第1号の変更の承認は地域づくり交付金変更承認申請書（様式第7号）に次の各号に掲げる書類を添付し市長に提出しなければならない。

- (1) 変更事業計画書
- (2) 変更収支予算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(実績報告)

第19条 交付金の交付の決定を受けたものは、事業が完了したときは、速やかに事業の成果を記載した実績報告書（様式第8号）に次の各号に掲げる書類を添付して事業完了の日から30日以内又は交付金の交付決定に係る会計年度の末日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支報告書
- (3) 収支報告に係る領収書の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付額の確定等)

第20条 市長は、前条の実績報告を受けた場合においては、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る事業の成果が交付金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき交付金の額を確定し、地域づくり交付金交付確定通知書（様式第9号）により通知するものとする。

(交付金の支払)

第21条 交付金の支払は、前条の規定による交付すべき交付金の額を確定した後に、地域づくり協議会交付金請求書（様式第10号）によりこれを行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、事業の目的を達成するため必要があると認めるときは、地域づくり協議会交付金（概算払・前金払）請求書（様式第11号）により交付金を概算払し、又は前金払することができる。

(交付決定の取消し)

第22条 市長は、規則第15条第1項各号に掲げる場合のほか、地域づくり協議会が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この告示の規定に違反したとき。
- (2) 交付金を第12条に規定する事業以外の用途に使用したとき。
- 2 市長は、交付金の交付の決定を取り消した場合において、事業の当該取消しに係る部分に関し、既に交付金が交付されているときは期限を定めて返還させなければならない。

(その他)

第23条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成26年 3 月19日告示第23号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成26年 8 月 6 日告示第107号)

この告示は、公示の日から施行し、平成26年度の交付金から適用する。

附 則 (平成27年 3 月20日告示第27号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成28年 2 月 3 日告示第13号)

この告示は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 4 年 3 月25日告示第36号)

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 7 年 3 月31日告示第59号の 2)

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 (第12条関係)

①	協議会の事務所等を維持するための経費
②	協議会の構成員に対する人件費や謝礼等。ただし、次に掲げるものを除く。 ア 必要最低限の地域スタッフ等を雇用するための人件費や研究のための謝礼 イ 役員に対する報酬 (1 人当たり年間 3 万円以内で、その合計額が30万円を超えない範囲として協議会の会則等に定めたものに限る。)
③	協議会の構成員に対する食糧費 (社会通念上認められる程度の会議の茶菓代、イベント等当日の弁当代を除く。)・交通費 (協議会事業として計画したものを除く)・宿泊費
④	協議会を構成する各種団体への交付金の再配分